

第6章 その他

I 遊具事故に関する諸通知等

1 遊具事故に関する通達 一覧

(1) 文部科学省

- 「学校に設置している遊具での事故について」（平成13年7月12日付）（P154）
 - ・箱ブランコにおける死亡事故からの注意喚起
 - ・箱ブランコの設置状況等の調査依頼
- 「学校に設置している遊具での事故について」（平成14年3月28日付）（P154）
 - ・箱ブランコの設置状況等の調査報告
 - ・国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の活用依頼（参考）
- 「学校に設置している遊具の安全確保について」（平成14年11月11日付）（P155）
 - ・国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の活用依頼（徹底）
- 「学校に設置している遊具の安全確保について」（平成20年10月9日付）（P155）
 - ・国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改定における活用依頼

2 報道発表資料 一覧

(1) 国土交通省

- 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」について（平成14年3月11日付）（P156）
 - ・指針の策定における周知
- 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂について（平成14年8月26日付）（P156）
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂における周知

○学校に設置している遊具での事故について（依頼）

平13・7・12 13 初幼教第6号 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長、文部科学省スポーツ・青少年局学校教育健康教育課長から附属学校を置く各国立大学事務局長、国立久里浜養護学校事務長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 依頼

従来より学校に設置している遊具の安全な使用については、種々ご配慮いただいているところですが、近年、公園等に設置されている遊具での事故が報告されており、また、幼稚園に設置されていた舟形の箱ブランコについても、本年1月に死亡事故が発生しております。

つきましては、学校に設置されている遊具での事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いいたします。特に、揺れ、回転、滑降を伴うものについては、抜い方によっては危険が生じやすいので、十分注意していただくようお願いいたします。

なお、都道府県私立学校主管課長にあっては貴管下の私立学校に対し、都道府県教育委員会施設主管課長及び学校安全主管課長にあっては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

また、小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園における箱ブランコの設置状況について把握したいので、別紙様式により調査の上、8月15日（水）までに初等中等教育局幼児教育課長あてご報告いただきますようお願いいたします。

参考資料省略

○学校に設置している遊具での事故について（依頼）

平14・3・28 13 ス学健第88号 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長、文部科学省スポーツ・青少年局学校教育健康教育課長から附属学校を置く各国立大学事務局長、国立久里浜養護学校事務長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 依頼

標記のことについては、平成13年7月12日付け13 初幼教第6号で貴職あて依頼したところですが、このたび、小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園における「箱ブランコ」の設置状況（別紙1）並びに学校の管理下において箱型ブランコで発生した事故の状況（日本体育・学校健康センター調べ）（別紙2）について、調査結果がまとまりましたので、参考までに送付いたします。貴職におかれては、引き続き平成13年7月12日付け上記依頼の内容について徹底していただくようお願いいたします。

なお、平成14年3月11日に、国土交通省において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（別紙3）が策定され、各都道府県都市公園管理担当部長等に対し通知されましたので、参考までにあわせて送付します。

この指針は、都市公園における遊具の安全確保に関するものですが、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容であり、学校においても参考になるものです。

つきましては、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いいたします。

また、都道府県私立学校主管課長にあっては貴管下の私立学校に対し、都道府県教育委員会施設主管課長及び学校安全主管課長にあっては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

別紙1、2、3省略

○学校に設置している遊具の安全確保について(依頼)

平 14・11・11 14 ス学健第 23 号 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学事務局長、各都道府県私立学校事務局長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長から 依頼

標記については、平成 13 年 7 月 12 日付け 13 初幼教第 6 号及び平成 14 年 3 月 28 日付 13 ス学健第 38 号で貴職あてに依頼したところであり、貴職におかれては、引き続き、これらの依頼の内容について徹底していただくよう改めてお願いいたします。

今般、国土交通省から都道府県・指定都市・中核市都市公園管理担当部局等あてに、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保について」が通知されました。つきましては、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いいたします。

また、道府県私立学校主管課長にあつては貴管下の私立学校に対し、都道府県教育委員会施設主管課長及び学校安全主管課長にあつては域内の市町村教育委員会に対して周知をお願いするとともに、各都道府県等の都市公園管理担当部局との連携について、ご配慮をお願いいたします。

別添省略

○学校に設置している遊具の安全確保について(依頼)

平 20・10・9 20 ス学健第 29 号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局特別支援教育課長、初等中等教育局長特別支援教育課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各指定都市教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長、各指定都市教育委員会学校安全主管課長あて 依頼

国土交通省が平成 14 年 3 月に策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、学校に設置している遊具の安全確保に当たっても参考となることから、平成 14 年 3 月 28 日付け 13 ス学健第 38 号により、その活用をお願いしてきたとところです。

このたび、遊具の老朽化対策や安全点検体制を強化する観点から、国土交通省において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」が策定され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました(別紙 1)。

また、国の指針の改訂に合わせて、社団法人日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの自主基準となる「遊具の安全に関する規準」についても、同時に改訂され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました(別紙 2)。

ついで、引き続き、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。また、関係国立大学法人においても、上記と同様の対応をしていただくようお願いいたします。

別紙 1、2 省略

○都市公園における遊具の安全確保に関する指針について

平成 14. 3. 11 国都公緑第 299 号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長から都道府県都市公園管理
担当部局長、政令指定都市都市公園管理担当部局長、都市基盤整備公団都市公園管理担当部局長あて 通知

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を定めたので、通知す
る。貴職におかれては、今後の都市公園の安全管理にあたって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対して本指針を周知いただ
くようお願いする。

本指針については、国土交通省ホームページに掲載予定であるので、適宜活用していただき
たい。

注) 下線部は都道府県宛の場合。

別添 1 省略

○都市公園における遊具の安全確保に関する

指針の改訂について

平成 20・8・26 国土交通省 報道発表資料

国土交通省では、都市公園における安全管理の強化を図るため、平成 14 年 3 月に、「都市公
園における遊具の安全確保に関する指針（以下、指針）」を策定し、地方公共団体等の公園管理
者に対する国の技術的助言として周知してきました。

指針の策定から 6 年が経過し、その間、箱型ぶらんこなどの重大事故につながる恐れのある重
量が大きい可動性の遊具は大幅に減少しましたが、一方で、最近では遊具の経年劣化や点検不備
に起因する事故が増加しつつあり、老朽化遊具への対応方法の明確化や安全点検体制の強化等が
課題となっています。

このため、国土交通省では、平成 19 年 3 月に「都市公園の遊戯施設の安全性に関する調査検
討委員会」を設置して、4 回にわたり昨今の事故事例や公園管理の実態等を踏まえた、遊具の安
全確保をより一層進めるための方策を検討し、また、平成 20 年 6 月 5 日から 27 日にかけて実
施したパブリックコメントで寄せられた 29 の個人又は団体からの 83 の意見を踏まえ、このた
び、指針（改訂版）としてとりまとめ、本日、公園管理者等に対して通知しました。

国の指針の改訂に合わせて、（社）日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの
自主基準となる「遊具の安全に関する基準」についても、本日同時に改訂されたところです。

これにより、公園管理者において必要な安全措置が講じられ、都市公園における遊び場の安全
性がより一層高まることが期待されます。

指針改訂の背景やポイントは別添 1、パブリックコメントにおいて頂いて頂いたご意見の概要とそれ
に対する対応は別添 2、のとおりです。皆様のご協力ありがとうございます。

別添 1、2 省略

Ⅱ 用語の解説 (国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」より)

本改訂版で使用している用語の解説は以下の通りです。(本書にて使用している用語のみ抜粋)

- 遊具：都市公園法施行令第5条第3項に示された遊戯施設のうち、主として子どもの遊びに供することを目的として、地面に固定的に設置されるもの。(ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー(雲梯)、複合遊具、その他これらに類するもの)
- 遊び場：遊具とその周辺の、子どもの遊びに供することを目的とする一体の空間。
- 冒険遊び場：遊びを指導し見守る管理者等(プレーリーダーなど)が常駐して遊びの価値を最大限に尊重しながら遊びの環境を作り、子どもが自分の責任のもとでチャレンジ性の高い自由な遊びができる場。
- 遊びの価値：遊びは、子どもが生きていくために必要な身体的、精神的、社会的能力などを身につけるために不可欠なものであるということ。
- 事故：遊具に関連して発生し、思いかけず心身に一定の障害・傷害あるいは死を引き起こす出来事。
- リスク：事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性。遊びの価値のひとつ。
- ハザード：事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性。
- 幼児：おおむね3歳から小学校就学前の者。
- 保護者：子どもに対する保護責任がある者。
- 設置面：遊具が固定されている地盤面、又はそれに準じた整地面。
- 安全領域：遊具の安全な使用に必要とされる空間。
- 挟み込み：開口部や隙間に、全身あるいは身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなること。
- 手すり：利用者の手を支え、身体を安定させるための横木。
- 落下防止柵：高所から不注意あるいは予期しない落下・転落を防止する柵。
- 遊具履歴書：個別の遊具について、設置に関する記録、安全点検の実施状況、構造部材や消耗部材についての修繕、交換等の実施状況等を時間軸に従って記録し、保管するもの。
- 安全点検：遊具において、初期の動作確認のために製造・施行者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、公園管理者から委託された専門技術者が行う精密点検を総称したもの。
- 日常点検：公園管理者が主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために日常業務の中で行う点検。
- 定期点検：公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検。日常点検の点検内容に加えて、用具を使用して行う点検、通常外観から確認できない部位・部材の疲労などの異常に関する点検が加わる。
- 点検者：遊具の点検を実施する者。点検の種類により、公園管理者、又は公園管理者から委託された専門技術者が行う。

「学校における固定遊具による事故防止対策」

調査研究報告書

平成 24 年 3 月 1 日

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号

電話 03-5410-9158 FAX 03-5410-9167

ホームページアドレス <http://naash.go.jp>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。